

第10条 携帯電話やパソコンなどの使い方

近年の携帯電話やスマートフォンなどの発達・普及はめざましく、平成24年度の文部科学省の調査では、小学生の35.9%、中学生では61.5%が所持しており、長崎県でも小学生20.9%、中学生28.2%が自分用を所持しています。長与町も県とほぼ同様ですが、自分用の携帯電話を所持している長与町の中学生の64.5%がメールなどで嫌な思いを経験しています。また、児童生徒の間で発生するトラブルを探っていくと、その原因に高い確率で携帯電話でのやりとりがからんでいます。

携帯電話でのやりとりは、音声通話ではなく、ほとんどがメールなどによるものです。多くの皆さんを感じておられるように、最近の子どもたちの表現は短絡的で、ややもすると何かのテレビ番組や漫画などで使われるような短い言葉が、投げつけられるように使われています。**誤解や気持ちの行き違い**が生じるのは、むしろ当然の成り行きなのかも知れません。

会って話せば、相手の表情で怒っているかどうかは容易に分かるのですが、メールやネットの文字でのやりとりでは伝わりにくく、**ケンカやトラブルに発展してしまうことが多い**のです。直接会って伝えることが大切です。携帯電話は、どうしても会って話すことができないときの**緊急・簡便な道具**に過ぎないのでしょう。

「**子どもに携帯電話は不要だ**」という意見も耳にしますが、大人も子どもも忙しい昨今、親が夜勤で遅

いときや、子どもが塾や習い事で夜間外出していれば、心配も多くなるし、一人親の家庭ならばなさらです。家庭の事情によっては子どもに所持させる必要も出てくるでしょう。

子どもに携帯電話を所持させるとき、必要になるのが、使い方に関する正しい知識とフィルタリングなどの防止対策、そして“家庭でのルール作り”です。フィルタリング利用率は県では70%を超えており、長与町では小・中とも50%にも達していません。

IT機器の開発や利用サイトの拡大などで、トラブル件数も激増していますが、子どもが巻き込まれるケースで最も多いのは、おもしろ半分で、親のIT機器を勝手に使い、詳しく難解な説明を十分に理解できないまま、怪しんだり疑ったりすることもなく、さまざまなサイトに接続して、後日高額な請求が届く事例です。

便利な道具を便利に使うためには、**利用場面をちゃんと想え、家庭でしっかり話し合い、きちんとルールを守る約束**をすることが最も大切なことなのです。

第10条 携帯電話やパソコンなどの使い方
顔を見て、目を見て
はな
話せば、あたたかい



家庭でルールを作り、正しい使い方を守りましょう。